

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合の専決規程

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合の専決規程

(目 的)

第1条 この規程は一般財団法人鹿児島県教職員互助組合運営規則（以下「運営規則」という。）第15条による理事長及び専務理事の専決並びに代決について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において専決とは、理事長及び専務理事が、常時あらかじめ認められた範囲内で理事会又は理事長に代わって決裁を行うことをいう。

(理事長の専決事項)

第3条 理事長は次の事項について専決することができる。

- (1) 役員の県外出張に関する事。
- (2) 理事会及び評議員会に対する議案の提出に関する事。
- (3) 照会、応答、通牒及び報告の処理に関する事。
- (4) 職員（重要な職員を除く。）の任免及び昇給・昇格に関する事。
- (5) その他軽易な事務の処理に関する事。

(専務理事の専決事項)

第4条 専務理事は、次の事項について専決することができる。

- (1) 定款、運営規則、その他規程に基づく掛金、積立金、補助金、資産から生ずる果実及び貸付償還金等の収納に関する事。
- (2) 定款、運営規則その他規程に基づく請求書及び申込書の認定に関する事。
- (3) 定款、運営規則その他規程に基づく事業にかかる支出に関する事。
- (4) 一件の予定価格が100万円未満の契約に関する事。
- (5) 職員の事務分掌に関する事。
- (6) 職員の服務に関する事。
- (7) 職員の出張に関する事。
- (8) 簡易な照会、応答、報告及び通知の処理に関する事。
- (9) その他、軽易な事務の処理に関する事。

(専決の制限)

第5条 専決権者は、この規程の定める専決事項であっても、次の各号の一に該当するときは、理事長にあっては理事会、専務理事にあっては理事長の決裁を受けなければならない。

- (1) 事案が重要、若しくは異例に属し、又は先例となるおそれがあるとき。

(2) 事案について紛争論争のあるとき、又は紛争論争を生じるおそれがあるとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、特に上司において事案を了知しておく必要があるとき。

(代決)

第6条 理事長の決裁を受けるべき事項について、事案が緊急であって理事長不在のときは、副理事長が代決することができる。

2 専務理事の専決事項について、事案が緊急であって専務理事が不在のときは、常務理事が代決できる。この場合において、常務理事が不在のときは、事務局長がこれを代決することができる。

(代決の制限)

第7条 前条の規定にかかわらず、事案が次の各号の一に該当するものであるときは、代決をすることができない。ただし、上司の指揮を受けて処理できるものについては、この限りでない。

(1) 事案の重要度及び緊急度を衡量して、緊急に処理する必要がないと認められるもの。

(2) 上司があらかじめ代決の禁止について指示したもの。

(報告及び後閲)

第8条 理事長及び専務理事の専決事項中重要なものについては、理事会にこれを報告しなければならない。

2 不在代決を行った者は、代決した事務の関係書類等を決裁者が不在でなくなったときに、速やかに自ら後閲に供し、又は起案者に対して後閲に供するよう指示しなければならない。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。